

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当該日には、  
當日が休日  
の翌日)

第二条 出納室の分掌事務は、次のとおりとする。

- 一 出納長の権限に属する事務
  - イ 現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）の出納及び保管に関する事務。
  - ハ 有価証券（公有財産又は基金に属するものを含む。）の出納及び保管に関する事務。
  - ロ 小切手の振出しに関する事務。

- ハ 有価証券（公有財産又は基金に属するものを含む。）の出納及び保管に関する事務。
- イ 現金（現金に代えて納付される証券及び基金に属する現金を含む。）の出納及び保管に関する事務。

- 二 物品の出納及び保管（使用中の物品に係る保管を除く。）に関する事務。
- ホ 現金及び財産の記録管理に関する事務。
- ヘ 支出負担行為の確認に関する事務。
- ト 決算の調製に関する事務。

- チ 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の検査に關すること。

リ 支出官、債権管理官及び歳入徵収官の事務に関する事務。

ヌ その他出納長の権限に属する会計事務に関する事務。

- 二 知事の権限に属する財務の事務のうち次に掲げるもの
- イ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二に規定する職員の賠償責任に係る事務に関する事務。

ロ 物品の取得、管理及び処分に関する事務。

ハ 給与その他の給付の支給手続に関する事務。

- 二 決算に関する事務。

ホ 会計の監督に関する事務。

ヘ 収入証紙に関する事務。

（設置）

第一条 出納長の権限に属する事務及び知事の権限に属する財務に関する事務の一部を処理させるため、出納室を置き、その内部組織として庶務係、収支係、指導決算係、国費係、用度係及び給与経理室を置く。

（分掌事務）

ト 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関に関する  
こと。

昭和四十三年六月二十一日

チ 指名競争入札（建設工事に係る指名競争入札を除く。）に参加す  
る者に必要な資格の決定に関すること。

#### 鳥取県規則第五十二号

鳥取県知事 石 破 二 朗

二

一

朗

二

三

- 2 出納室の内部組織の分掌事務は、出納室長が定め、知事及び出納長に報告しなければならない。これを変更したときもまた同様とする。

#### （職制）

第三条 出納室及びその内部組織に、それぞれその長を置く。

2 前項の長の職務を補佐し、長に事故がある場合は、その職務を代行させること、必要があると認めるときは、出納室に室長補佐を、給与経理室に給与経理室主任を置くことができる。

3 前項のそれぞれの職員を二名以上置く場合におけるそれらの職員の分担事務は、出納室長が定めるものとする。

第四条 前条に定めるもののほか、出納室に吏員その他の職員を置く。

#### （事務分担）

第五条 前条の職員の分担事務は、出納室長が定めるものとする。

#### （施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

#### （出納長の補助組織設置規則の廃止）

2 出納長の補助組織設置規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十四号）は、廃止する。

#### （知事の決裁事項）

第三条 知事の決裁事項については、鳥取県本庁事務決裁規則（昭和四十

第一条 この規則は、出納室において処理する事務の決裁に関し必要な事項を定め、もつて事務処理の能率化及び責任の所在の明確化を図ることを目的とする。

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 決裁 事務の処理について、最終的に意思を決定することをいう。
- 二 専決 常時知事又は出納長に代わって決裁することをいう。
- 三 専決権者 専決することができる者をいう。
- 四 正當決裁権者 知事、出納長又は専決権者をいう。
- 五 正當決裁権者 正當決裁権者が不在の場合に、正當決裁権者に代わって決裁することをいう。
- 六 代決権者 代決することができる者をいう。
- 七 不在 出張、疾病その他の事由により決裁することができない状態をいう。

二年十二月鳥取県規則第五十七号。以下「本庁事務決裁規則」という。)  
第三条の規定を準用する。

(出納長の決裁事項)

第四条 出納長の決裁事項は、別表第一に掲げるとおりとする。

(副出納長の専決事項)

第五条 副出納長の専決事項は、別表第二に掲げるとおりとする。

(総務部長及び出納室長の専決事項)

第六条 総務部長及び出納室長の専決事項は、別表第三に掲げるとおりとする。

(2 前項に定めるものほか、総務部長及び出納室長の専決事項について  
は、本庁事務決裁規則第四条の規定を準用する。この場合において、同  
条中「課長」とあるのは「出納室長」と読み替えるものとする。

(係長の専決事項)

第七条 係長(鳥取県出納室設置規則(昭和四十三年六月鳥取県規則第五  
十一号)第一条に規定する内部組織の長をいう。)の専決事項は、別表  
第四に掲げるところとする。

(専決事項が重複している場合の措置)

第八条 別表第三に掲げる事項と第六条において準用する本庁事務決裁規  
則第四条の規定に基づく同規則別表第二に掲げる事項とが重複する場合  
には、重複する限度において別表第三によるものとする。

(代決)

第九条 代決は、次の表の上欄に掲げる正当決裁権者の区分に応じ、それ  
ぞれ当該下欄に掲げる者が行なう。

正當決裁権者	代 決 権 者
知 事	総務部長
副 出 納 長	副出納長
總務部長	出納室長
出 納 室 長	出納室長があらかじめ定める会計員
	出納室長があらかじめ定める出納室長補佐

(専決又は代決に係る事務処理の制限)

第十条 専決権者又は代決権者は、専決又は代決に係る事務が次の各号の一  
に該当すると認められる場合は、上司の指揮を受けて処理しなければ  
ならない。

- 一 疑義があり、又は紛議を生じ、若しくは生ずるおそれがあるとき。
- 二 前号に掲げるもののほか、自らの判断のみでは専決し、又は代決す  
ることが適當でないと認められるとき。

(類推による専決)

第十一条 別表第二から別表第四まで及び第六条において準用する本庁事  
務決裁規則第四条の規定に基づく同規則別表第二に掲げられていない事  
項については、当該事項の内容により専決することが必要であり、かつ、  
適當であると認められる場合には、これらの表に掲げられている事項か  
ら類推して専決することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(出納事務専決及び代決規程の廃止)

2 出納事務専決及び代決規程（昭和二十七年二月鳥取県規則第四号）は、  
廃止する。

## 別表第一

## 出納長の決裁事項

- 一 副出納長又は出納室長に対する旅行命令その他の勤務命令及びその復命の受理
- 二 副出納長又は出納室長に対する職務に専念する義務の免除（職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和三十一年十二月鳥取県人事委員会規則第二十号）第三条第十号（六日以内の場合を除く。）、第十二号、第十三号、第十九号、第二十号、第二十一号、第二十二号、第二十六号及び第二十七号の事由に該当する場合を除く。）の収入
- 三 一件百万円以上の歳入金（地方交付税、負担金、補助金その他これらに類するものを除く。）の収入
- 四 一件百万円以上の支出負担行為の事前承認
- 五 一件五百万円以上（給与その他の給付の支出を除く。）の支出
- 六 歳計現金及び歳入歳出外現金の預託
- 七 一件の見積価格百万円以上の物品の出納
- 八 決算の調製
- 九 指定金融機関等の会計検査の実施
- 十 国の収入及び支出並びに債権の管理の決議
- 十一 国の支出負担行為の確認
- 一二 前各号に掲げるもののほか重要なもの

## 別表第二

## 副出納長の専決事項

## 別表第三

## 総務部長及び出納室長の個別専決事項

## 総務部長 専決事項

- 一 地方自治法（昭和二十一年法律第六十七号）第二百四十三条の二第三項の規定による監査委員に対する賠償責任の有無及び賠償額の決定についての請求並びに当該決定に基づく賠償の命令

- 一 地方自治法施行令に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの  
(一) 第百六十七條の十一第二項の規定による指名競争入札（建設工事に係る指名競争入札を除く。）に参加する者に必要な資格の決定

- 二 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百六十八条规定

00976

- 六項の規定による指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関の指定又はその取消しについての指定金融機関からの意見の聴取
- 三 鳥取県収入証紙条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第九号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第五条第三項の規定による証紙の小売りさばき人の指定
- (二) 第七条第一項ただし書の規定による証紙の返還に基づく現金の還付又は他の証紙との交換の認定
- 四 鳥取県会計規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第二条第三項の規定による会計検査の実施
- 五 一件百万円未満の物品の購入又は修繕に係る支出負担行為
- 六 給与その他の給付の支出命令

- (四) 第百六十三条の規定による会計検査の実施
- (五) 第三十一条第一項の規定による不用品の処分の承認(一品目の見積価格が十万円未満の物品の場合は、簿価格(帳簿価格のない場合は、見積価格)が十万円未満の物品の場合は限る。)
- (六) 第三十二条第一項の規定による生産品を試験、研究等の目的以外に使用する場合の承認
- (七) 第三十四条第三項の規定による物品の交換の承認
- (八) 第三十五条第二項の規定によ
- 三十九年三月鳥取県規則第十二号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
- (一) 第二十七条第四項の規定による解相互間ににおける物品の保管の承認
- (二) 第三十一条第一項の規定による物品の不用の決定(一品目の帳簿価格(帳簿価格のない場合は見積価格)が十万円以上の物品の場合に限る。)
- (三) 第三十一条第一項の規定による不用品の売払い又は廃棄(一品目の予定価格が十万円以上の不用品の場合に限る。)
- (四) 第三十二条第一項の規定による生産品を試験、研究等の目的以外に使用する場合の承認
- (五) 第三十一条第三項の規定による不用品の処分の承認(一品目の見積価格が十万円以上の不用品の場合に限る。)
- (六) 第三十二条第一項の規定による生産品を試験、研究等の目的以外に使用する場合の承認
- (七) 第三十四条第三項の規定による物品の交換の承認
- (八) 第三十五条第二項の規定によ

不用品の場合に限る。)

- (九) 第三十一条第三項の規定による不用品の処分の承認(一品目の見積価格が十万円未満の物品の場合は、簿価格(帳簿価格のない場合は、見積価格)が十万円未満の物品の場合は限る。)
- (十) 第三十二条第一項の規定による生産品を試験、研究等の目的以外に使用する場合の承認
- (十一) 第三十四条第三項の規定による物品の交換の承認
- (十二) 第三十五条第二項の規定によ

る物品の譲与又は減額譲渡の承認

別表第四

係長の専決事項

簡易な方式による照会、回答、督促及び付せん返戻

訓 令

鳥取県訓令第八号

知事の権限に属する財務に関する事務の補助執行に関する規程を廃止する訓令を次のとおり定める。

昭和四十三年六月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 良

知事の権限に属する財務に関する事務の補助執行に関する規程を廃止する訓令

知事の権限に属する財務に関する事務の補助執行に関する規程（昭和三十九年三月鳥取県訓令第六号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、昭和四十三年六月二十一日から施行する。